

(1) 山形市一般廃棄物処理基本計画の目標値にかかる令和4年度実績について

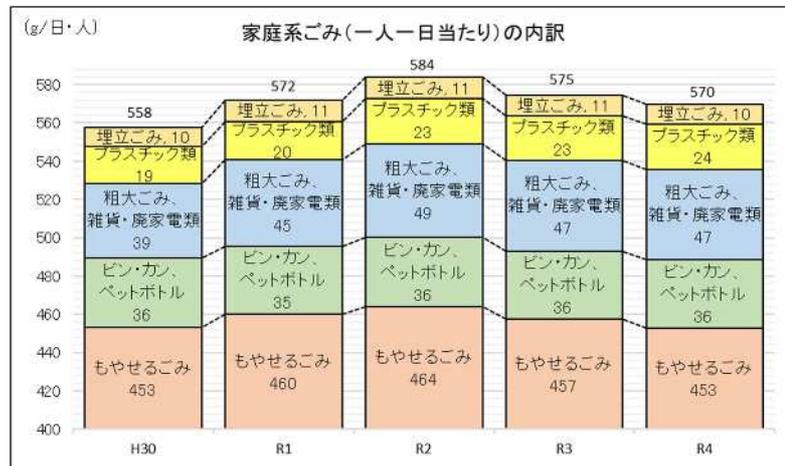
個別方針1 発生・排出抑制に係る目標

(1) 市民一人一日当たりの家庭系ごみの排出量の削減

(g/人・日)

前計画		現計画		
実績 (令和3年度)	実績 (令和4年度)	目標 (令和5年度)	中間目標 (令和9年度)	目標 (令和14年度)
575	570	—	—	—
(552)	(550)	(569)	(556)	(537)
		R3 から 6g/人・日 (約 1.0%) 削減	R3 から 19g/人・日 (約 3.4%) 削減	R3 から 38g/人・日 (約 6.8%) 削減

() は目標値。(R3、R4 は前計画の目標値、R5～R14 は現計画の目標値)



◎令和4年度実績について

令和4年度は、令和3年度より5g減少し570g/人・日となりました。前計画の目標値の550g/人・日と比べると、新型コロナウイルス感染症の影響により20g多くなっておりま。

新型コロナウイルス感染症対策により、便利なテイクアウトやデリバリー、ネットショッピング等の新しい生活様式が定着し、テイクアウト等の食品容器やネットショッピング等の梱包材や緩衝材の増加傾向は引き続きあるものの、外出制限がなくなったことで、外出の機会が増えたことが影響していると考えられます。

家庭系ごみのうち、日常の生活で排出されるごみ(もやせるごみ、ビン・カン、ペットボトル)は、489g/人・日で、令和3年度の493g/人・日より減少している一方で、粗大ごみ、雑貨・廃家電類、埋立ごみ(「日常の生活ごみ」に対して「片づけごみ」、「買い替えごみ」)の排出量は、57g/人・日で、横ばいの状況が続いています。

◎令和5年度の取り組みについて

不要となった家具等の粗大ごみや雑貨のうち、まだ使うことができるものについては、フリマアプリやリサイクルショップ等の活用により、再利用する取り組みを推進し、リユースにつなげます。また、粗大ごみのリユースについても啓発イベント等を行い、取り組みを進めます。

また、もやせるごみに含まれる削減可能ごみを減らすために、市民団体と一層の連携を図りながら、店頭回収や雑がみ分別等のリサイクルキャンペーンの取り組みを行います。

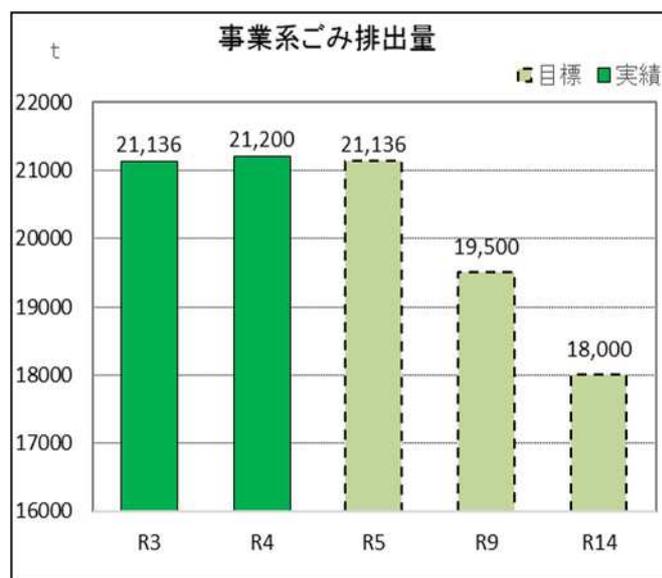
個別方針1 発生・排出抑制に係る目標

(2) 事業系ごみの排出量の削減

(t / 年)

前計画		現計画		
実績 (令和3年度)	実績 (令和4年度)	目標 (令和5年度)	中間目標 (令和9年度)	目標 (令和14年度)
21,136	21,200	—	—	—
(22,700)	(22,500)	(21,136)	(19,500)	(18,000)
		R3と同程度	R3から約1,600 t (約7.5%)削減	R3から約3,200 t (約15%)削減

() は目標値。(R3、R4 は前計画の目標値、R5～R14 は現計画の目標値)



【参考】



◎令和4年度実績について

令和4年度は、令和3年度より64 t増加しました。

事業系ごみの量は、経済活動・景気動向に左右されることが考えられますが、景気動向指数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の水準まで回復してきています。このことから、経済活動の停滞が収まり、活発化し始めてきていると考えられます。

◎令和5年度の取り組みについて

大規模事業者に作成を義務付けている「事業系廃棄物減量等計画書」や、「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの手引き」の活用により、減量・リサイクル意識の定着を図ります。

また、「お古紙ください協議会」について、事業所へ紹介し活用を促すことで、古紙のリサイクル推進を図ります。

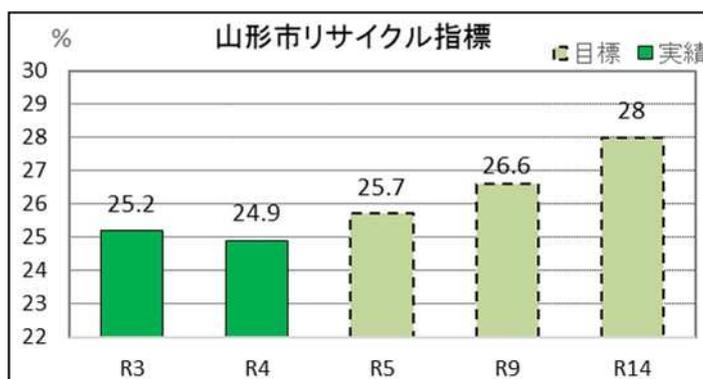
個別方針2 循環資源の有効利用に係る目標

(3) 山形市リサイクル指標の向上

(%)

前計画		現計画		
実績 (令和3年度)	実績 (令和4年度)	目標 (令和5年度)	中間目標 (令和9年度)	目標 (令和14年度)
25.2	24.9	—	—	—
(26.5)	(27.0)	(25.7)	(26.6)	(28.0)
		R3から0.5ポイント 上昇	R3から1.4ポイント 上昇	R3から2.8ポイント 上昇

() は目標値。(R3、R4は前計画の目標値、R5～R14は現計画の目標値)



【山形市リサイクル指標の対象とする資源化量】

- ①ごみ処理施設から排出する資源物
- ②資源回収量(地域団体等による資源回収、古紙類の集積所回収等)
- ③大規模事業所における再生利用量
- ④スーパー等における店頭回収量
- ⑤新聞販売店による回収量

◎令和4年度実績について

令和4年度は、令和3年度より0.3ポイント低下しました。

景気動向指数の上昇からも分かるように、事業活動が再開により大規模事業所の回収量は増加しましたが、集団資源回収量や、スーパー等での資源物の店頭回収は減少しました。

また、ごみ排出量の総量の前年度比(1.0%減)より上記記載の資源化量の総量の前年度比(2.1%減)の方が割合が大きいため、リサイクル指標は令和3年度より低くなっております。

◎令和5年度の取り組みについて

市民団体と一層の連携を図り、スーパー等での店頭回収(食品トレー、紙パック等)の活用や、集団資源回収を推進し、さらなる取り組み拡大を図るための広報等を実施していきます。

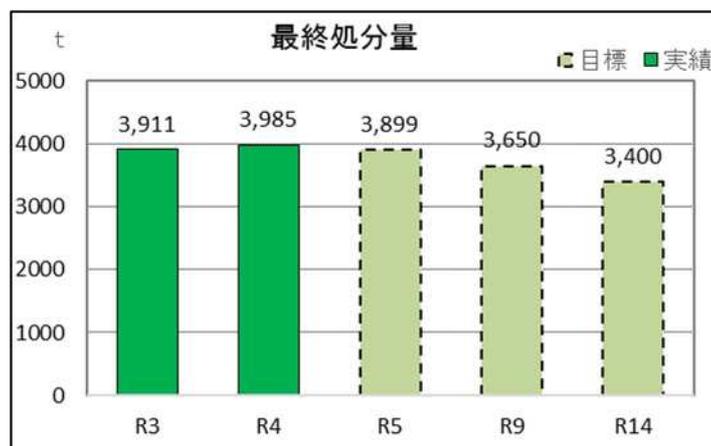
個別方針3 適正処理の推進に係る目標

(4) 最終処分量の減量

(t)

前計画		現計画		
実績 (令和3年度)	実績 (令和4年度)	目標 (令和5年度)	中間目標 (令和9年度)	目標 (令和14年度)
3,911	3,985	—	—	—
(4,706)	(4,550)	(3,899)	(3,650)	(3,400)
		R3から約12t (約0.3%)削減	R3から約250t (約6.5%)削減	R3から約500t (約13%)削減

() は目標値。(R3、R4 は前計画の目標値、R5～R14 は現計画の目標値)



◎令和4年度実績について

令和4年度は、令和3年度より74t増加しました。焼却後に埋め立てざるを得ないごみ（溶融飛灰等）が増加したことによるものと考えられます。

◎令和5年度の取り組みについて

家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれの減量や分別の施策を進め、ごみの排出量の削減に引き続き務めていきます。

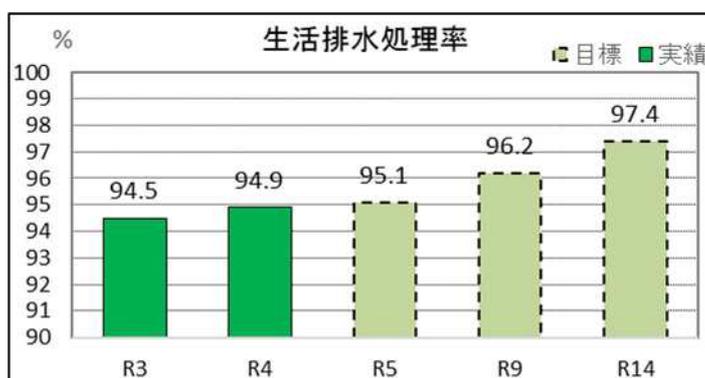
個別方針 1 生活排水処理率の向上に係る目標

(1) 生活排水処理施設への接続の促進

(%)

前計画		現計画		
実績 (令和3年度)	実績 (令和4年度)	目標 (令和5年度)	中間目標 (令和9年度)	目標 (令和14年度)
94.5	94.9	—	—	—
(93.9)	(94.2)	(95.1)	(96.2)	(97.4)
		R3から0.6ポイント 向上	R3から1.7ポイント 向上	R3から2.9ポイント 向上

() は目標値。(R3、R4は前計画の目標値、R5～R14は現計画の目標値)



$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{下水道接続人口} + \text{農業集落排水接続人口} + \text{合併処理浄化槽利用人口}}{\text{総人口}} \times 100$$

◎令和4年度実績について

下水道区域内及び農集排水処理区域内での、浄化槽や汲み取り便槽から下水道等へ接続が進み、生活排水処理率は94.9%に達しています。

◎令和5年度取組みについて

下水道区域及び農集排水区域内で、未接続者の接続促進に努めます。
合併浄化槽への転換促進に努めます。

(2) ごみ分別区分の変更について

エネルギー回収施設（立谷川・川口）の稼働によりごみの処理能力が向上し、雑貨品等の一部について、立谷川リサイクルセンターで破碎処理をする必要がなくなりました。このことを契機にごみの分別区分を一部見直します。

1 変更時期

令和5年10月から

2 変更内容

旧来「雑貨品・小型廃家電類」・「埋立ごみ」となっていたもののうち、下記の対象製品は、「もやせるごみ」又は「プラスチック類」に変更します。

番号	対象製品	区分		主な品目例 ※詳細は別紙のとおり
		新	旧	
1	1 m未満で指定袋に入るゴム・革製品等 ※金属がついているものは除く	もやせるごみ	雑貨品・小型 廃家電類	ズック靴、ゴム長靴、革靴、サンダル、スリッパ、ズック袋、グローブ、ボール、ゴムマット等
2	プラスチック製カード類 ビデオテープ、カセットテープ、レコード盤	プラスチック類	雑貨品・小型 廃家電類 埋立ごみ	キャッシュカード、クレジットカード等

※ 金属を取ることができないものは、無理に外す必要はありません。金属がついているものは、これまでどおり雑貨品・小型廃家電類で出してください。

※ ビデオテープ、カセットテープは、合わせて1袋あたり3本までとします。

3 周知

- (1) 広報やまがた、市ホームページ、市公式LINE、フェイスブック、市政ラジオ、テレビ放送で周知
- (2) 町内会回覧用チラシを配布（町内会長宅へ送付）
- (3) 市報折り込みチラシを配布（全戸配布）
- (4) ごみ集積所にチラシを掲示
- (5) 改定後のごみ減量・分別大百科（電子版）を市ホームページに公開。希望者には、市役所、公民館等で冊子を提供。
- (6) 山形市ごみ分別アプリ配信
スマートフォン等で使用する「山形市ごみ分別アプリ」を利用して周知

ごみ分別区分変更品目例

※ 1m未満で指定袋に入るもの(1m以上のものは粗大ごみ)
 ※ 袋に入らない60cmを超え1m未満のものは雑貨品・小型廃家電類

連番	品 目		区分		備考
			新	旧	
1	雨具(カッパ)	ゴム製	もやせるごみ	雑貨品・小型廃家電類 (※1m以上のものは 不燃性粗大ごみ)	金属がないもの
2	衣装ケース 紙製		もやせるごみ		
3	ウェットスーツ	1m未満のもの	もやせるごみ		
		1m以上のもの	可燃性粗大ごみ		
4	うきわ	ゴム製	もやせるごみ		プラスチック製のみの場合はプラスチック類
5	うちわ	プラスチック+紙製	もやせるごみ		プラスチック製のみの場合はプラスチック類
6	カーマット	1m未満のもの	もやせるごみ		
		1m以上のもの	可燃性粗大ごみ		
7	かばん		もやせるごみ		金属がないもの
8	革靴		もやせるごみ		金属がないもの
9	くつ		もやせるごみ		金属がないもの
10	グローブ	革製	もやせるごみ		
11	下駄		もやせるごみ		
12	玄関泥落としマット	1m未満のもの	もやせるごみ		金属がないもの
		1m以上のもの	可燃性粗大ごみ		
13	玄関マット	1m未満のもの	もやせるごみ		
		1m以上のもの	可燃性粗大ごみ		
14	ゴム手袋		もやせるごみ		
15	ゴムバンド類		もやせるごみ		
16	ゴルフボール		もやせるごみ		
17	ゴムマット	1m未満のもの	もやせるごみ		
		1m以上のもの	可燃性粗大ごみ		
18	サンダル		もやせるごみ		
19	じゅうたん	1m未満のもの	もやせるごみ		
		1m以上のもの	可燃性粗大ごみ		
20	ズック靴	スニーカーを含む	もやせるごみ		金属がないもの
21	ズック袋		もやせるごみ		
22	スノーマット(自家用車用)	1m未満のもの	もやせるごみ		
		1m以上のもの	可燃性粗大ごみ		
23	草履		もやせるごみ		
24	スパイクシューズ		もやせるごみ		金属がないもの
25	スリッパ		もやせるごみ		
26	ソフトボール		もやせるごみ		
27	長靴		もやせるごみ		金属がないもの
28	バスマット	1m未満のもの	もやせるごみ		
		1m以上のもの	可燃性粗大ごみ		
29	バッグ類	1m未満のもの	もやせるごみ	金属がないもの	
		1m以上のもの	可燃性粗大ごみ		
30	ホース	ゴム製	もやせるごみ	1m未満に切って出す	
31	ボール		もやせるごみ		
32	保冷剤	硬質プラスチック製のもの	もやせるごみ		
33	ラグ		もやせるごみ		
34	旅行用バッグ	布製、革製 1m未満のもの	もやせるごみ	金属がないもの	
		布製、革製 1m以上のもの	可燃性粗大ごみ		
35	雨具(カッパ)	ビニール(プラスチック)製	プラスチック類		
36	カード類	プラスチック製	プラスチック類		
37	キャッシュカード		プラスチック類		
38	クレジットカード		プラスチック類		
39	ビデオテープ		プラスチック類	埋立ごみ 合わせて1袋あたり3本まで	
40	カセットテープ		プラスチック類		
41	レコード盤		プラスチック類		

(3) ごみ分別検索のデジタル化の推進について

1 目的

これまでごみの分別方法については、冊子（ごみ減量・分別大百科）や、市ホームページ及び市LINEでお知らせしていましたが、スマートフォンの普及に合わせて、「山形市ごみ分別アプリ」を導入するとともに、市LINEや市ホームページからアプリのWEB版を閲覧できるようにすることで、ごみ分別検索の利便性を高めます。

2 内容

(1) 山形市ごみ分別アプリ

① 運用開始予定日

令和5年10月1日（日）から

② 主な機能

ア 分別カレンダー

使用者が設定した地域のごみ収集日をカレンダー上に表示。

イ 分別検索

家庭系ごみの主な品目を五十音順でリスト化して表示し、タップ等の操作により排出方法や注意点などを表示。

ウ 通知

ごみ収集日の通知について、前日と当日の設定した時間に、ごみの分別区分、収集日を通知。

エ WEB版の配信

現在運用しているホームページ上の「ごみ分類検索システム」を廃止し、ごみ分別アプリの機能をパソコンのブラウザで表示するWEB版を配信。

オ 多言語対応

英語、中国語、韓国語で表示させる機能を導入。

(2) 市LINEによるごみ分別検索、通知

市LINEで利用できるごみ分別検索やごみ収集区分等の通知機能を継続します。また、市LINEからのリンクにより、上記「山形市ごみ分別アプリ」のWEB版を閲覧できるようにします。

(3) ごみ減量・分別大百科の電子版利用

令和5年10月からのごみ分別区分変更にあわせ、「ごみ減量・分別大百科」を改訂し、電子版を市ホームページで閲覧、ダウンロードできるようにします。

※ 希望者には、市役所、公民館等で冊子を配布

3 周知方法

- (1) 広報やまがた、市ホームページ、市LINE、フェイスブック、市政ラジオ、テレビ放送で周知
- (2) 町内会回覧用チラシを配布
- (3) 市報折り込みチラシを配布
- (4) 各種イベントや出前講座でのアプリ導入支援